# 新型インフルエンザ等対策 業務計画

平成 27 年 7 月1日 ソフトバンク株式会社

# 目 次

第1章	総則	• • • • • • • • 3
第1節	計画の目的	• • • • • • • • 3
第1	条 計画の目的	3
第2節	i 基本方針	• • • • • • • • 3
第2	条 基本方針	• • • • • • • • 3
第3節	i 計画の見直し等	• • • • • • • • 3
第3	条 計画の見直し等	• • • • • • • • 3
第4節	i 定義	• • • • • • • • 3
第4	条 定義	$\cdots \cdots 3 \sim 4$
第2章	新型インフルエンザ等対策体制の	整備 ・・・・・・・・ 4
第1節	対策体制等の整備【平時(未発	生期) 】・・・・・・・ 4
第5	条 体制等	$\cdots \qquad \qquad 4$
第2節	対策組織の運用【発生時(海外	発生期以降) 】・・・・・ 4
第6	条 対策本部の発令および解除	$\cdots \cdots 4$
第7	条 権限の行使と責任	• • • • • • • • • 4
第8	条 動員	$\cdots \cdots 4$
第9	条 指令伝達および情報連絡の経	路 ・・・・・・・・ 5
第3節	i 情報収集と共有【平時(未発生	期) 】・・・・・・・ 5
第10	)条 情報収集と共有	5
第4節	i 情報収集と共有【発生時(海外	発生期以降)】・・・・・ 5
第11	1条 情報収集と共有	· · · · · · · · 5
第5節	う 社外機関との協調	· · · · · · · · 5
第12	2条 関係機関との連携体制	$\cdots \cdots 5 \sim 6$
第3章	新型インフルエンザ等対策に関す	る事項・・・・・・・・ 6
第1節	i 施設等の機能の確保	• • • • • • • • 6
第13	3条 施設の機能の確保	• • • • • • • 6
第14	4条 資機材の確保	• • • • • • • 6
第2節	ī 対策措置	• • • • • • • • 6
第15	5条 対策措置	• • • • • • • • 6
第16	6条 通信の確保	$\cdots \cdots 6 \sim 7$
第17	7条 対策要員の確保	• • • • • • • • 7
第18	3条 グループ会社に対する協力の	要請 ・・・・・・・・ 7
第19	9条 社外機関に対する協力の要請	• • • • • • • • 7

第20条 設備の応急復旧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第4章 教育、訓練および備蓄		•	•		•	•	•	•	•	•	8
第1節 教育	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第21条 教育	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第2節 訓練	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第22条 訓練	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第3節 備蓄	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第23条 備蓄	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第5章 その他留意事項		•	•	•							8
第1節 その他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第24条 業務の縮小・停止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第25条 サービス水準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
別紙		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 0

## 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

(計画の目的)

第1条 この新型インフルエンザ等対策業務計画(以下「本計画」という。)は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号)第9条第1項の規定に基づきソフトバンク株式会社(以下「会社」という。)が、国の被害想定に基づき、新型インフルエンザに関してとるべき措置を定め、感染拡大を可能な限り抑制し、また、新型インフルエンザ等が発生した際、社員の生命・健康を確保しつつ、国民生活および国民経済の安定に寄与する事業の維持を円滑かつ適切に実施することを目的として、本計画を定める。

#### 第2節 基本方針

(基本方針)

- 第2条 会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、その業務に関して国および地方公共団体その 他の機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等発生時においても社員の安全確 保に配慮の上、可能なかぎり電気通信サービス(以下「通信」という。)を維持し、重 要通信をそ通させるよう、平素より、本計画に定める体制に努める。
  - 2 会社は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」その他の法令の趣旨に則り、関係 機関等と連携・協力し、対策の円滑かつ適切な実施に万全を期する。

#### 第3節 計画の見直し等

(計画の見直し等)

第3条 会社は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」、「電気通信事業法」(昭和59年法律 86号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114 号)等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り、本計画の内容について適時検討を加 え、変更の必要があると認めるときは、これを変更する。

#### 第4節 定 義

(定義)

- 第4条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 新型インフルエンザ等対策業務計画:「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第9 条第1項に定めるものをいう。

- (2) 新型インフルエンザ等:「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第2条第1項に定めるものをいう。
- (3) 新型インフルエンザ等対策:「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第2条第2項に定める事項を内容とする対策をいう。
- (4) 新型インフルエンザ等緊急事態措置:「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第2 条第3号に定めるものをいう。
- (5) 重要通信:「電気通信事業法」第8条第1項に定める事項を内容とする通信をいう。
- (6) 被害想定:「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」Ⅱ-4新型インフルエンザ等の発生時の被害想定等に示された内容をいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策体制の整備

## 第1節 対策体制等の整備【平時(未発生期)】

(体制等)

第5条 会社は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染対策や緊急対策本部の長および組 織編成をあらかじめ定めておく。なお、緊急対策本部の体制は別紙のとおりとする。

## 第2節 対策組織の運用【発生時(海外発生期以降)】

(対策本部の発令および解除)

- 第6条 対策担当の長は、国に政府対策本部が設置された旨の通知を国より受けた、または報道されたときは関係組織と協議し、社内に緊急対策本部設置の発令を社長、担当役員等(以下「発令者」という。)に進言する。発令者はこれに基づき対策組織の設置を関連組織の長へ発令する。なお、発令者が不在の場合、あらかじめ指定された代理者が発令する。
  - 2 対策担当の長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなった場合、その旨を発令者に進言する。発令者はこれに基づいて緊急対策本部を解除する。

(権限の行使と責任)

第7条 会社は、緊急対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等対策活動に関する一切の業務は、緊急対策本部のもとで行う。

(動 員)

第8条 緊急対策本部の長は、ただちに対策要員の動員を指示する。

(指令伝達および情報連絡の経路)

第9条 緊急対策本部の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一 元的に行う。

#### 第3節 情報収集と共有【平時(未発生期)】

(情報収集と共有)

第10条 会社は、新型インフルエンザ等について、国等から情報を収集・整理し、必要に応じて社内への共有を実施する。

#### 第4節 情報収集と共有【発生時(海外発生期以降)】

(情報収集と共有)

- 第11条 会社は、国または都道府県が発信する新型インフルエンザ等対策の実施状況および感染対策その他の情報等を収集・整理し、社内および社外関係機関への共有を適時且つ適切に実施するため、次の各号の体制を整備するよう努める。
  - (1) 国、都道府県および社外関係機関との情報連絡体制
  - (2) 社内およびグループ会社の連絡体制
  - (3) 通信に関する情報提供(報道機関、ホームページ等)のための体制

#### 第5節 社外機関との連携

(関係機関との連携体制)

- 第12条 会社は、新型インフルエンザ等対策を円滑かつ効率的に実施するために、電気通信事業者として、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。
  - (1) 本社における対応
    - ① 総務省その他関係政府機関および報道機関等と新型インフルエンザ等業務計画に関し連絡調整を図る。
    - ② 新型インフルエンザ等対策時には国に設置される政府対策本部等と緊密な連携を保 ち、業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
    - ③ 重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。
  - (2) 地域における対応
    - ① 必要に応じて当該区域を管轄する関係機関および地方公共団体と業務計画に関し連絡調整を図る。
    - ② 平常時には当該地方公共団体の対策会議と、また新型インフルエンザ等対策時には 当該地方公共団体の新型インフルエンザ等対策本部と緊密な連携を保ち、業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
  - (3) グループ会社との協調

グループ会社と協調し新型インフルエンザ等対策に努めるとともに、要員、資機材および輸送等について体制を整備しておく。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 第1節 施設等の機能の確保

#### (施設の機能の確保)

- 第13条 会社は、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、次の各号に基づき通信網の 整備を行うよう努める。
  - (1) 主要な伝送路を多ルート構成、またはリング構成とすること
  - (2) 主要な中継交換機を分散設置すること
  - (3) 通信ケーブルの地中化を推進すること
  - (4) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること

#### (資機材の確保)

第14条 会社は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

## 第2節 対策措置

## (対策措置)

- 第15条 会社は、政府対策本部が設置された旨の通知を国より受けた、または報道されたときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について対策措置を取る。
  - (1) 国もしくは都道府県の新型インフルエンザ等に関する情報および対策方法を社員へ迅速に周知すること。
  - (2) 事業所での感染対策の実行、社員の発病状況や欠勤等の対策を講ずること。
  - (3) 海外への渡航自粛・延期の対策を講ずること
  - (4) 海外駐在員、海外出張者の帰国・残留等の対策を講ずること。
  - (5) 社員の不要不急の外出自粛、感染者の出勤停止等の対策を講ずること。
  - (6) 新型インフルエンザ等緊急事態措置に備え、事業継続に必要な要員等を確保するこ

と。

- (7) 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等を行うこと。
- (8) 機器の点検、出動準備などに対し必要な措置を講ずること。
- (9) その他、感染拡大防止に必要な措置を講ずること。

## (通信の確保)

第16条 会社は、新型インフルエンザ等対策において、設備の状況を監視しつつ必要に応じて

トラヒックコントロールを行い通信のそ通を図り、重要通信を確保および新型インフル エンザ等対策緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱いを図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- (3) 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」第8条第1項および「電気通信事業法施行規則」第55条の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。
- (4) 警察、消防およびその他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (5) 電気通信事業者との連携をとること。

#### (対策要員の確保)

- 第17条 あらかじめ定められた対策要員は、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ 等の患者が発生している場合、感染対策の実施、健康状態の確認およびその他の情報に 留意し、動員指示の発令に備える。
  - 2 対策要員は、動員指示が発令された場合、すみやかに会社の指示に従う。
  - 3 会社は、対策要員が欠勤することを想定し、代替策を準備する。
  - 4 会社は、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している場合、業務の運営、または必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。
  - (1) 社員の配置および勤務体系
  - (2) 社員の出社方法
  - (3) グループ会社の応援の要請方法

#### (グループ会社に対する協力の要請)

第18条 会社は、動員指示を発令した場合には、グループ会社に連絡するとともに、必要な対 策要員、災害復旧用資機材および車両等について協力を要請する。

#### (社外機関に対する協力の要請)

- 第19条 会社は、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の各号について応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。
  - (1) 要員および物資等の取引事業者の洗い出しおよび取引事業者へ新型インフルエンザ等 対策を要請する。
  - (2) 要員対策としては、取引事業者の応援を要請する。
  - (3) お客様対応としては、故障情報、回復情報、輻輳回避策および利用案内等について情報提供を行うとともに報道機関との連携を図る。

(設備の応急復旧)

- 第20条 会社は、社員および電気通信設備等の状況を把握し、応急復旧について緊急度および 状況を勘案して、次の各号のとおり迅速・適切に実施する。
  - (1) 電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義としてすみやかに実施する。
  - (2) 自然災害に対する既存の予防措置を活用し、資材および輸送の手当てを行う。

## 第4章 教育、訓練および備蓄

## 第1節 教育

(教育)

第21条 会社は、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な新型インフルエン ザ等対策を遂行しうるよう、新型インフルエンザ等の感染対策および担当業務等におけ る対応を含めて教育を実施する。

#### 第2節 訓練

(訓練)

- 第22条 会社は、新型インフルエンザ等対策を円滑、かつ迅速に実施するため、次の各号の訓練を実施するように努める。また、国または地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策についての訓練に参加するよう努める。
  - (1) 警報の伝達
  - (2) 非常招集
  - (3) 通信そ通確保
  - (4) 各種災害対策用機器の操作
  - 2 新型インフルエンザ等対策についての訓練および防災訓練については、相互に応用できるものについては、連携させるよう配慮する。

## 第3節 備蓄

(備蓄)

第23条 会社は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資および資材を備蓄するとともに、備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資および資材の供給要請先等の確実な把握に努める。この際、新型インフルエンザ等対策のための備蓄および防災のための備蓄を相互に兼ねる等、物資および資材の効率的な活用を図るよう考慮する。

## 第5章 その他留意事項

## 第1節 その他

(業務の縮小・停止)

第24条 会社は、社員の安全確保およびお客様等への感染拡大防止を図るため必要があると判断したときは、 計画的に一部の業務を縮小・停止する。

(サービス水準)

第25条 会社は、新型インフルエンザ等緊急事態措置により、通常時よりサービス水準が一時 低下した場合には、回復に努める。

附則

1 この「新型インフルエンザ等対策業務計画」は、平成26年3月31日より施行する。

附則

2 この「新型インフルエンザ等対策業務計画」は、平成27年4月1日より施行する。

附則

3 この「新型インフルエンザ等対策業務計画」は、平成27年7月1日より施行する。

# 別紙

